

所得基準の表

1. 受給権者本人

(円)

区 分		扶養親族等の数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
老人 扶養 親族 等 の 数	0人	1,695,000	2,075,000	2,455,000	2,835,000	3,215,000	3,595,000
	1人		2,175,000	2,555,000	2,935,000	3,315,000	3,695,000
	2人			2,655,000	3,035,000	3,415,000	3,795,000
	3人				3,135,000	3,515,000	3,895,000
	4人					3,615,000	3,995,000
	5人						4,095,000

1. 表中の区分(横)「扶養親族等の数」は、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をいう。
2. 表中の区分(縦)「老人扶養親族等の数」は、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族(19歳未満)の合計数をいう。
3. “老人控除対象配偶者”とは、所得税法に規定する控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上の者をいう。
4. “老人扶養親族”とは、所得税法に規定する控除対象扶養親族のうち、年齢が70歳以上の者をいう。
5. “特定扶養親族”とは、所得税法に規定する控除対象扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の者をいう。
6. “控除対象扶養親族(19歳未満)”とは、所得税法に規定する控除対象扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満の者をいう。
7. 特定扶養親族及び控除対象扶養親族(19歳未満)を有する場合、それらの者1人につき15万円を、表中の金額に加算する。

2. 配偶者または扶養義務者

(円)

区 分		扶 養 親 族 等 の 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
老人 扶養 親族 の 数	0人	6,387,000	6,636,000	6,849,000	7,062,000	7,275,000	7,488,000
	1人		6,636,000	6,909,000	7,122,000	7,335,000	7,548,000
	2人			6,909,000	7,182,000	7,395,000	7,608,000
	3人				7,182,000	7,455,000	7,668,000
	4人					7,455,000	7,728,000
	5人						7,728,000

1. 表中の区分(横)「扶養親族等の数」は、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をいう。
2. “老人扶養親族”とは、所得税法に規定する控除対象扶養親族のうち、年齢が70歳以上の者をいう。
3. 配偶者または扶養義務者に係る所得制限限度額について、老人扶養親族がある場合の加算は、扶養親族等のすべてが老人扶養親族である場合は、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族について行われる。